

平成27年度行政事業レビューシート ( 厚生労働省 )

<b>事業名</b>	麻薬中毒者収容保護事業			<b>担当部局庁</b>	医薬食品局			<b>作成責任者</b>	
<b>事業開始年度</b>	昭和38年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	監視指導・麻薬対策課			課長 赤川治郎	
<b>会計区分</b>	一般会計			<b>政策・施策名</b>	Ⅱ-3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2			<b>関係する計画、通知等</b>	第4次薬物乱用防止5カ年戦略				
<b>主要政策・施策</b>				<b>主要経費</b>	社会保障				
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	麻薬及び向精神薬取締法に基づき、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助することを目的とする。								
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	麻薬及び向精神薬取締法第59条の2の規定に基づき、都道府県において麻薬中毒者の入院等に要する経費の3/4を支弁する。								
<b>実施方法</b>	負担								
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>	<b>予算の状況</b>	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
	執行額	0	0	0	0	0			
	執行率(%)	0%	0%	0%	0%	0%			
<b>成果目標及び成果実績(アウトカム)</b>	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-		
	-	-	目標値	-	-	-	-		
	-	-	達成度	%	-	-	-		
<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			本事業は、麻薬中毒者について必要な医療を行うなどの措置を講ずることを目的としており、予め目標値を示すことは困難である。					
	本事業は、麻薬中毒者について必要な医療を行うなどの措置を講ずることを目的としており、予め目標値を示すことは困難である。			麻薬中毒者について、必要な医療を行うなどの措置を講ずることにより、麻薬中毒者の保護や保健衛生上の危害防止が図られる。H24~H26年度においては、措置入院の実績はなかった。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績			代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度
参考指標として、麻薬中毒者措置入院費の交付件数を活用する。			麻薬中毒者措置入院費の交付件数	実績	件	0	0	0	-
				目標値	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	麻薬中毒者措置入院費の交付決定件数			活動実績	件	0	0	0	-
				当初見込み	-	-	-	-	
<b>単位当たりコスト</b>	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X:「当該年度の麻薬中毒者収容保護事業執行額」(円)			単位当たりコスト	円	-	-	-	-
	Y:「当該年度の麻薬中毒者措置入院費の交付件数」			計算式	X/Y	-	-	-	-

平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	護送費負担金	0	0	
	措置入院費負担金	0.5	0.5	
計	0.5	0.5		

**事業所管部局による点検・改善**

国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	麻薬中毒者の措置入院が適正に行われるために都道府県が支弁した費用の一部を国が負担する重要な業務である。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	法律に基づく負担金である。	
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	麻薬中毒者の措置入院が適正に行われるために都道府県が支弁した費用の一部を国が負担する重要な業務である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	都道府県が負担した麻薬中毒者の措置入院に係る費用の3/4を国が支弁すると法定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	平成26年度においては交付申請がなかったために支出実績がないが、法律に基づく負担金であるため妥当である。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	定量的な成果目標を設定できない理由は妥当であり、間接的な指標も設定されている。また、法律に基づく負担金であるため、交付申請があれば適切に執行する必要があり、事業の妥当性はある。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
	-	-	-
点検・改善結果	点検結果	近年の執行実績はないものの、麻薬の慢性中毒状態にある麻薬中毒者を放置すれば、本人のみならずその周囲の人々にも危害の及ぶ恐れがあること、麻薬中毒者の措置入院は事前に予測不可能であること、麻薬及び向精神薬取締法に基づく義務的経費からなる事業であることから、引き続き必要な事業である。	
	改善の方向性	麻薬及び向精神薬取締法に基づく事業であり、見直しの余地はなく、引き続き適切な予算を要求していく。	

**外部有識者の所見**

点検対象外

**行政事業レビュー推進チームの所見**

現状通り	点検結果も妥当であり、また、麻薬及び向精神薬取締法に基づき麻薬中毒者を措置入院させるための経費であることから、引き続き必要な予算額を確保するとともに、適正な執行を図ること。
------	--

**所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況**

現状通り	-
------	---

**備考**

**関連する過去のレビューシートの事業番号**

平成22年度	345	平成23年度	313	平成24年度	272
平成25年度	325	平成26年度	336		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)

厚生労働省  
【支出実績なし】